

議案第7号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

あきる野市国民健康保険税の算定における均等割額及び平等割額の税額を改定するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条中「22,100円」を「24,200円」に改める。

第6条第1号中「7,200円」を「3,600円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「1,800円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「2,700円」に改める。

第22条第1号ア中「15,470円」を「16,940円」に改め、同号イ（ア）中「5,040円」を「2,520円」に改め、同号イ（イ）中「2,520円」を「1,260円」に改め、同号イ（ウ）中「3,780円」を「1,890円」に改め、同条第2号ア中「11,050円」を「12,100円」に改め、同号イ（ア）中「3,600円」を「1,800円」に改め、同号イ（イ）中「1,800円」を「900円」に改め、同号イ（ウ）中「2,700円」を「1,350円」に改め、同条第3号ア中「4,420円」を「4,840円」に改め、同号イ（ア）中「1,440円」を「720円」に改め、同号イ（イ）中「720円」を「360円」に改め、同号イ（ウ）中「1,080円」を「540円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。